

京都大学立看板規程について（13）

【ご質問】（投稿日：2018年3月30日）

「Campus Life News No. 24」掲載の地図中の赤い部分が京都大学立看板規程第3条の「本学が別に指定する場所」とあるという認識でよろしいでしょうか。

また、もし第3条の場所がこれだけであるならば、この赤い部分の中に、これまで立看板が設置されてきた、吉田南4号館（いわゆる「4共」）前や西部構内等が含まれていないのはなぜでしょうか。

ご回答、よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2018年4月19日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

「Campus Life News No. 24」掲載の地図中の赤い部分が、京都大学立看板規程第3条の「本学が別に指定する場所」です。同場所は、敷地の管理や教育研究環境の確保の上で立看板の設置場所として適切な場所として指定しました。